

訪問看護ステーションふるふる 重要事項説明書

ご利用者様への居宅サービスまたは介護予防サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下の通りです。

1. 施設概要

(1) 名 称 訪問看護ステーションふるふる 指定年月日 令和7年5月1日

事業種別 訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護 指定番号

住 所 〒515-3536 津市美杉町太郎生2160番地

TEL 059-273-0792 FAX 059-273-0792

管理者 古屋 博之 訪問看護師 4名

(2) 法人名称 合同会社 訪問看護ステーションふるふる 代表 古屋 博之

住 所 〒515-3536 津市美杉町太郎生2160番地

(事業の目的)

訪問看護ステーションふるふるにおいて行う訪問看護・介護予防訪問看護事業の適切な運営の確保と、人員及び設置運営に関する事項を定め適切な訪問看護を提供すること

(運営方針)

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- ② 訪問看護の実施に当たっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもと総合的なサービスに努めるものとする。
- ③ 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。
- ④ 訪問看護の提供にあたっては、関係機関との連携のもと、それぞれの訪問看護計画書を作成しそれに基づいたサービスを実施する。
- ⑤ 人生の最終段階を迎えられる場合においては厚労省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に基づき総合的なケアを行うよう務めるものとする。
- ⑥ 在宅医療に貢献すべく在宅看護研究等を行う場合は、当事業所の症例をもとにデータの収集等を行うが、個人情報保護の観点からその倫理面に十分配慮した上で取り扱うものである。

(実施地域) 美杉町 御杖村 名張市 伊賀市

(営業時間) 月～金 9:00～17:15

(休日) 土日祝日、12/30～1/3

(提供サービスの概要)

病状観察・確認、入浴・清拭・洗髪等の清潔保持、口腔ケア、褥創や傷の処置、

機能訓練、留置カテーテルの管理、服薬管理、排泄管理、療養上の指導・助言

その他主治医の指示による医療行為・処置（吸引・点滴・注射等）

(サービス利用に関する注意事項)

- ① サービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替でサービスを行います。
- ② 利用者から訪問看護師の交替の希望があった場合その事由を明らかにして申し出ることができます。但し、利用者からの特定の訪問看護師の指名は引き受けかねます。
- ③ 事業者の都合により訪問看護師を交替する場合は、サービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。
- ④ 定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- ⑤ サービス実施のために必要な備品および水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者負担となります。
- ⑥ サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの提供ができない時は内容の変更を行います。その際事業者は、変更したサービス内容と時間に応じた利用料金を請求できます。
- ⑦ 個人情報開示・訂正・利用停止・消去について

当社は、利用者及び家族が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを確認し、これらの要求のある場合には、異議無く速やかに対応します。

開示に係る費用として、本人又は代理人に対し、1件につき10頁（A4サイズ換算）まで1,000円、10頁を超えるごとに1,000円を加算した手数料の納入を求めるものとします。

なお、当社の個人情報の取り扱いにつきましてご意見、ご質問がございましたら、当社個人情報相談090-4863-4993（古屋）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

（緊急時における対応）

1 看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。

2 看護師は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければなりません。

（事故発生時の対応）

1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を行

います。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべきが発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

(災害及び感染症発生時における対応)

事業者の定める業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

災害発災時は従業員の安全確保を第一とし、その後速やかな業務再開・継続へ向けて対応します。

重症感染症流行期・蔓延期においても同様に、業務継続計画に基づき対応します。

(虐待の防止)

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。(年一回以上)

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(カスタマーハラスメント対策)

カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、 従業者に

周知・啓発するとともに、相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知します。

(苦情等連絡先)

訪問看護ステーションふるふる 090-4863-4993